

### 第 3 6 号議案

長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の  
一部改正について

長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 3 1 年長岡京市条例第 1 1 号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和 4 年 3 月 2 2 日提出

長岡京市長 中小路 健 吾

（提案理由）

国の人事院勧告及び長岡京市職員給与に関する条例（昭和 2 6 年長岡京市条例第 1 1 号）の一部改正に準じて、条例の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
 長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年長岡京市条例第  
 11号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>第5条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の162.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p>	<p>第5条 【略】</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在（前項後段に規定する者にあつては、任期満了等により議員の職を離れた日現在）において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額及び議員報酬の月額に100分の15を乗じて得た額の合計額に<u>100分の167.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の長岡京市職員給与に関する条例（昭和26年長岡京市条例第11号）第15条の4第2項各号に掲げる在職期間の区分に応じて、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 【略】</p>

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。  
 （令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置）
- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の長岡京市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例第5条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。